

国際スノーボード&スケートボード専門学校

学則

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 本校は、学校教育法に基づき、ウィンタースポーツの競技者・指導者に必要な専門技術を、またレジャー業界における専門実務能力の養成を教育の根幹とし、一般社会に必要な基礎実務能力はもちろんのこと文化的教養の向上も図り、社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は国際スノーボード&スケートボード専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校の位置を、新潟県妙高市大字原通76番地とする。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は別表1の通りとする。

(学年、学期)

第 6 条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 本校の学期は次の通りとする。
前期 4月1日から 9月30日まで
後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は次の通りとする。ただし学校長は特に必要があると認める場合に休業日を変更することができる。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
(3) 夏期休業日 (7月27日から8月31日まで)
(4) 冬期休業日 (12月25日から1月7日まで)
(5) 春期休業日 (3月19日から4月14日まで)
(6) 開校記念日 (2月3日)

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第 8 条 本校の教育課程及び授業時数は、別表2の通りとする。
2. 別表2に定める授業時数は1単位時間を50分とする。
3. 課程の修了に必要な総授業時数は、別表2の通りとする。

(教育課程、授業時間の特例)

第8条の2 前条に規定する課程の修了に必要な総授業時間数は、その2分の1を限度として、次の各号に該当し、その履修、学修等が教育上有益で本校の教育課程に相当すると認められる場合、既に履修したものとみなすことができる。
(1) 本校以外の専修学校における授業科目の履修
(2) 専修学校以外の教育施設等における学修
(3) 本校に入学する前(転編入学は除く)の授業科目の履修等

(授業時間の単位数への換算)

第 9 条 本校の授業科目の授業時間を単位数に換算する場合においては、講義及び演習は15時間をもって1単位とし、実習・実技及び実験は30時間をもって1単位とする。

(成績評価)

- 第 10 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験・実習の成果・履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、成績評価の細則は、別に定める内規による。
2. 出席時数が授業時間の10分の8に達しない者は、その科目については、前項の評価を受けることができない。

(始業及び終業)

- 第 11 条 本校の始業及び終業の時刻は午前9時から午後4時までとする。

(教職員組織)

- 第 12 条 本校に次の職員を置く。
- (1) 校長 1名
(2) 副校長 1名
(3) 教員 10名以上
(4) 事務職員 3名以上
(5) 校医 1名
2. 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
3. 副校長は校長を補佐し、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、副校長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第4章 入学、休学及び退学等

(入学資格)

- 第 13 条 本校の入学資格は次の通りとする。
- (1) 高等学校若しくは、これに準ずる学校を卒業した者
(2) 文部科学大臣の定めるところにより、前号に準ずる学力があると認められる者
(3) 本校の入学審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で18歳に達した者
(4) 1年制課程学科への本校からの進学においては本科を卒業した者
(5) 大学併修研究科については、本校の2年制課程を卒業した者及び他専修学校で専門士の称号を取得した者とする。
2. 前項第3号に関する審査方法等については、別に定める。

(入学時期)

- 第 14 条 本校の入学時期は学年の始めとする。

(入学手続)

- 第 15 条 本校の入学手続は次の通りとする。
- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第27条に定める入学検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない。
(2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
(3) 本校に入学を許可された者は、入学の許可の日から7日以内に第27条に定める入学金を添え、手続をとらなければならない。

(編入学)

- 第 16 条 編入学を希望する者がある場合は、学修履歴若しくは学力等において妥当で、かつやむをえない事情があると認められた場合には、選考の上、許可をすることができる。

(欠席、休学、復学)

- 第 17 条 学生が、病気、その他やむをえない事由によって、欠席する場合は、その事由を記し、届け出なければならない。
2. 学生が、疾病、その他やむをえない事由によって、3日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
3. 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

- 第 18 条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

- 第 19 条 学生が伝染病にかかる又はその虞がある場合、若しくはその他必要があると認められた場合は、当該学生に対して出席停止を命ずることができる。

(身上事項の異動)

第 20 条 学生及び保護者、保証人の氏名、本籍、住所の変更等、身上事項に異動がある場合は、速やかに届け出なければならない。

第 5 章 教育課程修了の認定及び卒業

(教育課程修了の認定、原級留置)

第 21 条 第 10 条に定める授業科目の成績評価に基づき、各学年における所定の教育課程終了の認定を行う。
2. 前項により、当該学年における所定の教育課程の修了が認められない者については、原学年に留め置くことができる。

(課程修了の認定)

第 22 条 前条第 1 項に基づき、本校所定の課程修了の認定を行う。
2. 本校所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第 22 条の 2 前条により、別表 3 に定める文化・教養専門課程の学科を修了した者には、専門士（文化・教養専門課程）の称号を授与する。

第 6 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 23 条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。
2. その他科目等履修生に関する事項については別に定める。

第 7 章 賞罰及び除籍

(褒章)

第 24 条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第 25 条 校長は、本校の規則に違反したり、学生としての本分に反した場合等において、必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。
2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3. 退学は、次の各号の一つに該当する場合に、これを命ずる。
(1) 性行不良で改善の見込みがないものと認められる者
(2) 学力劣等で成業の見込みがないものと認められる者
(3) 正当な理由がなくして出席が常でない者
(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第 26 条 次の各号の一つに該当する場合は除籍する。
(1) 死亡の届出のあった者
(2) 行方不明の届出のあった者
(3) 正当な理由がなく、かつ必要となる手続を行わずに、第 27 条に定める授業料等を滞納した者。

第 8 章 入学金及び授業料等

(納付金)

第 27 条 本校の入学金、授業料等は、別表 4 の通りとする。
2. 既に納入した納付金は、原則として返還しない。
3. 学生は、在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納付しなければならない。
4. 第 1 項に定める授業料等を 3 箇月以上滞納した場合は、出席停止とする。

第 9 章 寄宿舍その他

(寄宿舍)

第 28 条 寄宿舍に関する事項は別に定める。

(健康診断)

第 29 条 健康診断は、毎年 1 回、学校保健安全法の規定に基づき、別に定めるところにより実施する。

(附帯教育事業)

第 30 条 本校は、その目的達成のため、附帯教育事業を行うことがある。
2. 前項の必要事項は、別に定める

第 10 章 補 則

(補則)

第 31 条 この学則の施行についての細則は別に定める。
2. 必要と認める場合は、この学則に、1 若しくは複数の別紙を添付することがある。

附則

1. この学則は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
第 5 条、第 8 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の規定については、別表 1、別表 2、別表 3 及び別表 4 によるものとする。
2. 平成 12 年 4 月 1 日 改訂
3. 平成 13 年 4 月 1 日 改訂
4. 平成 14 年 4 月 1 日 改訂
5. 平成 15 年 4 月 1 日 改訂
6. 平成 16 年 4 月 1 日 改訂
7. 平成 17 年 4 月 1 日 改訂
8. 平成 18 年 4 月 1 日 改訂
9. 平成 19 年 4 月 1 日 改訂
10. 平成 20 年 4 月 1 日 改訂
11. 平成 21 年 4 月 1 日 改訂
12. 平成 22 年 4 月 1 日 改訂
13. 平成 23 年 4 月 1 日 改訂
14. 平成 24 年 4 月 1 日 改訂
15. 平成 25 年 4 月 1 日 改訂
16. 平成 26 年 4 月 1 日 改訂
17. 平成 27 年 4 月 1 日 改訂
18. 平成 28 年 4 月 1 日 改訂
19. 平成 29 年 4 月 1 日 改訂
20. 平成 30 年 4 月 1 日 改訂
21. 平成 31 年 4 月 1 日 改訂
22. 令和 2 年 4 月 1 日 改訂
23. 令和 3 年 4 月 1 日 改訂
24. 令和 4 年 4 月 1 日 改訂
25. この学則は令和 5 年 4 月 1 日より施行し、令和 5 年度入学者から適用する。